

資料1

多面的機能支払交付金の 活動における留意点

平成28年11月

中国四国農政局
農村振興部 農地整備課

1. 農政局が行う抽出検査における指導事項

①【活動記録、金銭出納簿、領収書】

- 活動日や活動時間など記載内容の整合を確認。
- 交付金による日当等の支出が無い場合でも、活動計画書で計画され、実施された活動は記載。
- 領収書、レシート等の感熱紙はコピーを保管。
- 領収書には活動組織名を記載。

②【外注、資材等の購入】

- 外注(委託)や高額な購入においては、見積書、契約書、納品書、請求書等を整理、日付を必ず記載。
- 契約の手続きについては市町村等の規定等を参考に実施。

③【総会】

- 事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳により、内部監査を受け活動組織の総会の承認を受ける。
- 議事録を作成し欠席者へ議事結果を周知。
- 日当単価や機械借上費等について総会で承認を得る。

④【その他】

- 長寿命化で更新した施設は、財産管理台帳を作成し管理者への引き渡し。

○【地域資源の適切な保安全管理のための推進活動】

- 活動記録に記載し、**活動内容について記録を残す。**

農地維持活動に取り組む場合、この活動は必ず実施します。

②地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

活動項目	取組	実施時期	
	<p>地域ぐるみで取り組む保安全管理の内容 (1項目以上選択)</p> <p>1 <input checked="" type="checkbox"/> 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業</p> <p><input type="checkbox"/> 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保安全管理</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>	<p>取組方向 (1項目以上選択)</p> <p>2 <input checked="" type="checkbox"/> 担い手との連携強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 入り作等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保安全管理の担い手の確保</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用</p> <p><input type="checkbox"/> 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>	
推進活動	<p>3 (1項目以上選択)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会の開催</p> <p><input type="checkbox"/> 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査</p> <p><input type="checkbox"/> 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換会・ワークショップ・交流会の開催</p> <p><input type="checkbox"/> 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会の開催</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>	<p>毎年 2 回</p> <p>(10月、1月、〇月)</p>	

③農用地・施設の見回りを行う異常気象について

(注) 農用地・施設の見回りを行う異常気象の種類や程度について記載する。

④農地維持支払における農振農用地区域外の扱い

交付対象とする 交付対象としない

2. 資源向上支払

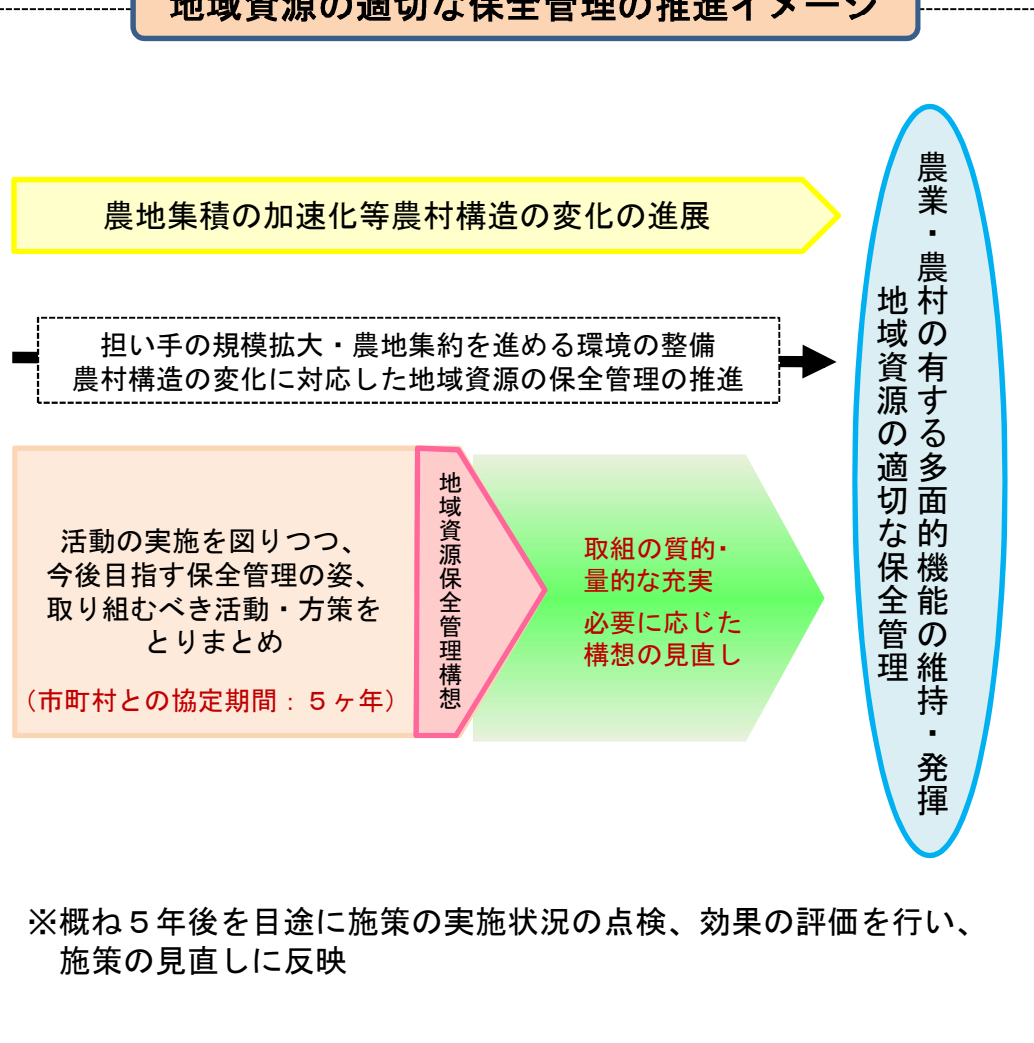
5年間で実施する予定の活動項目を複数選択する場合は、実施時期欄に「毎年①、②、③それぞれでいづれか1項目以上〇回(〇月、〇月)」と記載します。

活動開始から5年間を一区切りの期間として、その中間年(3年目)に市町村が活動の達成状況等を点検・評価し、必要に応じて活動内容の見直しを行います。

⑤【「地域資源保全管理構想」の作成】

- 地域資源の適切な保全管理に向けた活動を通じて、目指すべき保全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめ。

地域資源の適切な保全管理の推進イメージ



「地域資源保全管理構想」の記載内容 (5年後を目途に作成)

- 地域で保全していく農用地及び施設
※対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置
- 地域の共同活動で行う保全管理活動
※対象とする範囲、活動の内容
- 地域の共同活動の実施体制
※担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民の参画等
- 地域農業の担い手の育成・確保
※人・農地プラン等を基に、担い手、農地集積の現状及び目標
- 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策
※今後、5ヶ年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策

(取り組むべき活動・方策の例)

- 組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- 農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- 地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- 地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- 保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

2. 平成28年度に活動期間の最終年を迎える組織への注意事項

○【地域資源保全管理構想の策定】

- 活動期間中(平成28年度が活動終了年度の組織にあつては平成28年度まで)に策定し市町村長に提出、**構想を策定しなかった場合は要件違反。**

○【交付金の精査】

- 活動期間の最終年は、交付された交付金を有効活用するため、計画的に活動を実施。

• ただし、翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、農地維持活動、資源向上活動(共同、長寿命化)を継続する組織については、活動の円滑な継続のために、残額を新たな事業計画に基づく農地維持支払交付金及び資源向上活動(共同、長寿命化)に係る交付金の経理に含めることができます。

なお、残額の取り扱いについては各市町村担当者と協議が必要。

○【事業計画の認定又は変更申請】

- 平成29年度から**継続して活動に取り組む組織**については、**新規組織と同様に新たに事業計画の認定が必要、平成29年6月30日までに市町村長へ申請。**

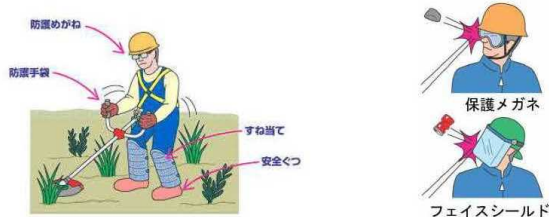
3. 多面的機能支払交付金による共同活動中の安全対策について

○共同活動中の事故事例 多くは草刈り作業中に発生。また、原因の多くは、不用意な接近などで予防が可能。

- ・草刈り作業中・・・ 水路・ため池への転落 刈刃の接触 石などを飛散し人を直撃
- ・重機の操作中・・・ 水路への脱輪・横転
- ・その他…………… 作業車両との接触、伐採木が人を直撃

○対策

- ・常に二人以上の組で作業実施
- ・草刈時は防護メガネや防護手袋等の使用、長袖・長ズボンの着用
- ・水路近くでの作業は、水位を下げるなど



○保険への加入

- ・活動を行う際には、必ず保険へ加入
- ・通常、活動日の1～2週間前までに手続きが必要
- ・1日あたりの費用は、数十円～数百円/人
- ・保険料は、多面的機能支払交付金の対象



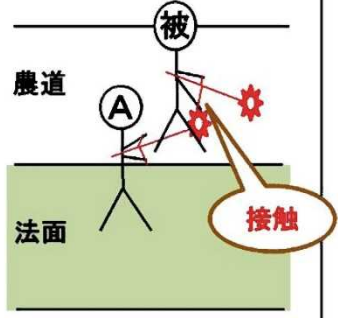


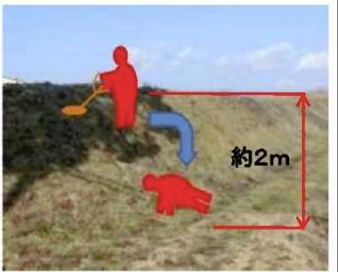
○安全対策の参考マニュアル

「農作業安全のための指針(平成14年3月29日付け13生産第10312号農林水産省生産局長通知)」
(http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/link10_1.pdf)、
「[農作業安全のための指針参考資料]個別農業機械別留意事項(平成14年3月29日付け13生産第10313号農林水産省生産局長通知)」
(http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/pdf/link10_2.pdf)

参考：事故事例



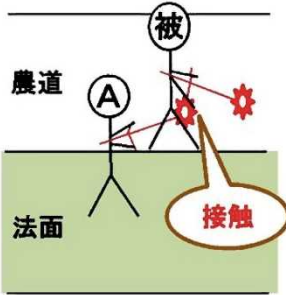
多面的機能支払の活動中の事故事例（H27年度）

地区名	事故内容
A 活動組織 (I 県)	<ul style="list-style-type: none"> ○活動項目：農地維持 ○作業内容：農道の草刈り作業 ○事故概要：後方で作業していた被害者が、草刈り中のA氏の脇を通り前方へ移動しようとした際、A氏の草刈り機の刃が左足首に当たり負傷。 ○被災状況：裂傷(アキレス腱2本断裂) ○発生原因：作業環境の状況・安全の確認不足 
B 活動組織 (J 県)	<ul style="list-style-type: none"> ○活動項目：農地維持 ○作業内容：水路の泥上げ作業 ○事故概要：すくった泥をスコップで水路脇にはね上げた際、体のバランスを崩し、水路法面で転倒し、コンクリートフリユームの天端に左腕を打ちつけた。 ○被災状況：左腕骨折(全治2.5か月) ○発生原因：安全な作業をする知識、技能不足。 
C 保全管理協定 (K 県)	<ul style="list-style-type: none"> ○活動項目：農地維持 ○作業内容：排水路法面の草刈り ○事故概要：被災者は前方で作業していたA氏を追い越そうとしたところ、A氏も次の場所へ移動する間隙で後方から来た被災者に気づかず、A氏の草刈り機が指に接触。 ○被災状況：右環指不全切断(開放骨折)右示中・環指伸筋腱断裂 ○発生原因：作業環境の状況・安全の確認不足(後方からの接近及び草刈り機動作中の振り返り)。声がけ時等に係る組織内での取り決め周知不足。 

地区名	事故内容
E 保全会 (M 県)	<ul style="list-style-type: none"> ○活動項目：資源向上(共同) ○作業内容：農地周りの藪等の伐採 ○事故概要：高さ約6mの枝を、ハシゴに登り伐採していたところ、切断途中の枝が折れその枝がハシゴに当たり、その勢いでハシゴが弾き飛ばされ、転落 ○被災状況：頭部を負傷 意識不明で入院中 ○発生原因：周囲(特に足場)の安全確認の不備。安全な作業方法の周知不足。 (作業現場環境整備の不備) 
F 保全組合 (N 県)	<ul style="list-style-type: none"> ○活動項目：農地維持 ○作業内容：農用地法面の草刈り水路の草刈り ○事故概要：急傾斜の農地法面で草刈機による作業をしていた際、誤って足を滑らせ転倒 ○被災状況：右腓骨骨折 ○発生原因：前夜からの降雨で法面が滑りやすい状況下であったこと(危険な作業環境) 
G 保全会 (O 県)	<ul style="list-style-type: none"> ○活動項目：資源向上(共同) ○作業内容：雑木の伐採・除去作業 ○事故概要：道路法面の支障木の伐採作業中、支障木の根元が被災者にあたり、法面から転落。チェーンソー(運転停止状態)が左足ふくらはぎに衝突。 ○被災状況：左足ふくらはぎに8cm程度の裂傷 ○発生原因：不安定な足場に加え、状況・安全確認が不足していたこと 

参考: 事故事例

多面的機能支払の活動中のこれまでの重大事故事例

地区名	事故内容
<p>A 保全会 (I 県)</p>	<p>○活動項目：農地維持 ○作業内容：雑木の伐採・除去作業</p> <p>○事故概要：単独で水路横の直径約30cmの雑木をチェーンソーで伐採中、頭部に直撃したと推定。</p> <p>○被災状況：重体の後、死亡 ○発生原因：ヘルメットの非着用。安全な作業方法の周知不足(作業面反対側への切り込み)。</p> 
<p>H 保全会 (P 県)</p>	<p>○活動項目：農地維持 ○作業内容：伐採済み雑木の枝打ち作業</p> <p>○事故概要：ため池管理用道路の通行の支障となっていたため伐採し、横倒しとなっていた雑木の枝打ち作業中、木がバランスを崩して動き出し、被災構成員が下敷きとなった。</p> <p>○被災状況：死亡(即死) ○発生原因：安全な作業方法の周知不足(対象物が不安定な状態での作業)。</p> 
<p>C 保全 管理 協定 (K 県)</p>	<p>○活動項目：農地維持 ○作業内容：排水路法面の草刈り</p> <p>○事故概要：被災者は前方で作業していたA氏を追い越そうとしたところ、A氏も次の場所へ移動する間隙で後方から来た被災者に気づかず、A氏の草刈機が指に接触。</p> <p>○被災状況：右環指不全切断(開放骨折) 右示中・環指伸筋腱断裂</p> <p>○発生原因：作業環境の状況・安全の確認不足(後方からの接近及び草刈機動作中の振り返り)。声がけ時等に係る組織内での取り決め周知不足。</p> 

4. 多面的機能支払交付金の今後の推進

多面的機能支払への取組の現状

- 規模が小さく高齢化が進行している活動組織においては、事務処理が困難、活動の継続を見合わせる。
- 活動組織内に事務処理を担うことができる人材がいない。
- 金銭管理等の事務処理に対して大きな不安、など。
- 取組組織の大幅な増加による、市町村の各種事務の煩雑化が懸念される。

このような理由から多面的機能支払への取組・継続が困難な状況。

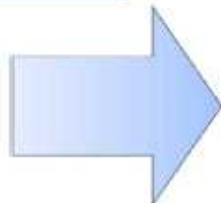
多面的機能支払の取組の推進に向けて

- 集落と行政の事務負担の軽減と取組の拡大。
 - 申請・報告に必要な書類作成を行う体制作り。
 - 活動組織の広域化による事務の一括実施。
 - 広域化により対象組織数を増やさず、取組面積を拡大。
- 活動組織の事務局機能の確保。
 - 広域組織の代表の専任
 - 事務処理を担当する者の確保

4-1. 活動組織の広域化の推進

広域化のメリットはあるが...

- 組織間の交流がない
- 広域化のメリットが見えづらい
- 広域化のための事務手続



組織の広域化が進まない



行政主導による組織の広域化の推進

- まずは事務簡素化のための広域化から実行
- 最終的には活動体制の統合

【第1段階】

広域活動組織として、交付申請や書類作成を一つの組織として統合し、事務を簡素化

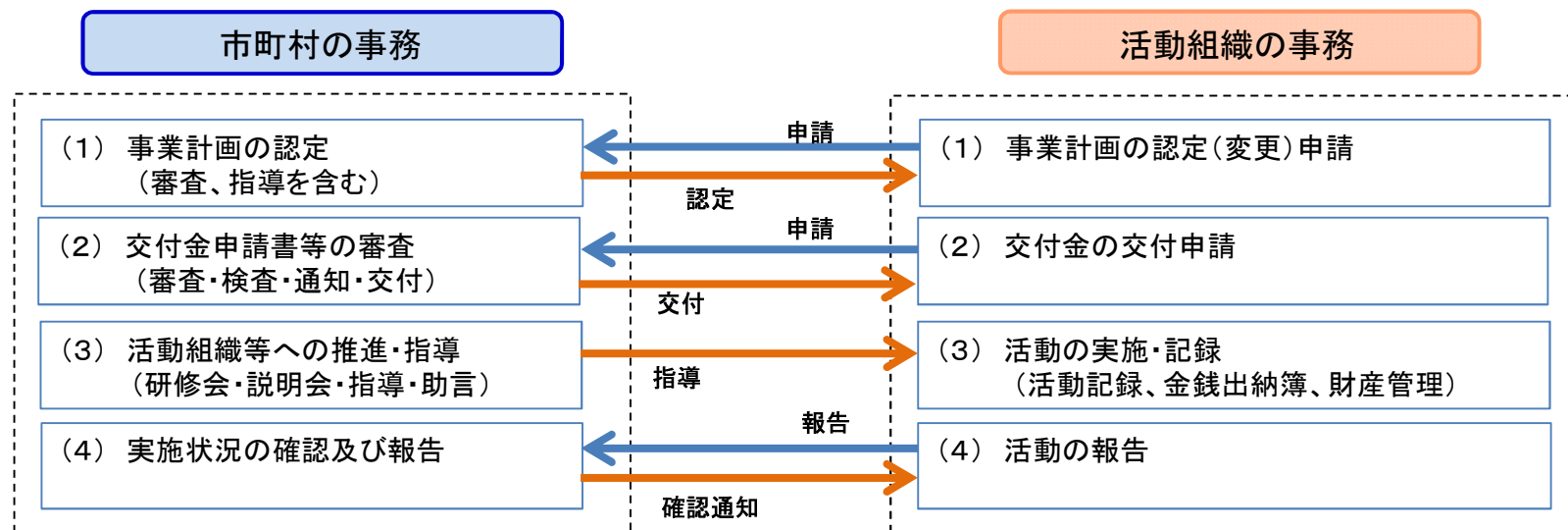
【第2段階】

組織間の交流活性化による活動の充実

【第3段階】

人材、資材、交付金の融通による活動の効率化

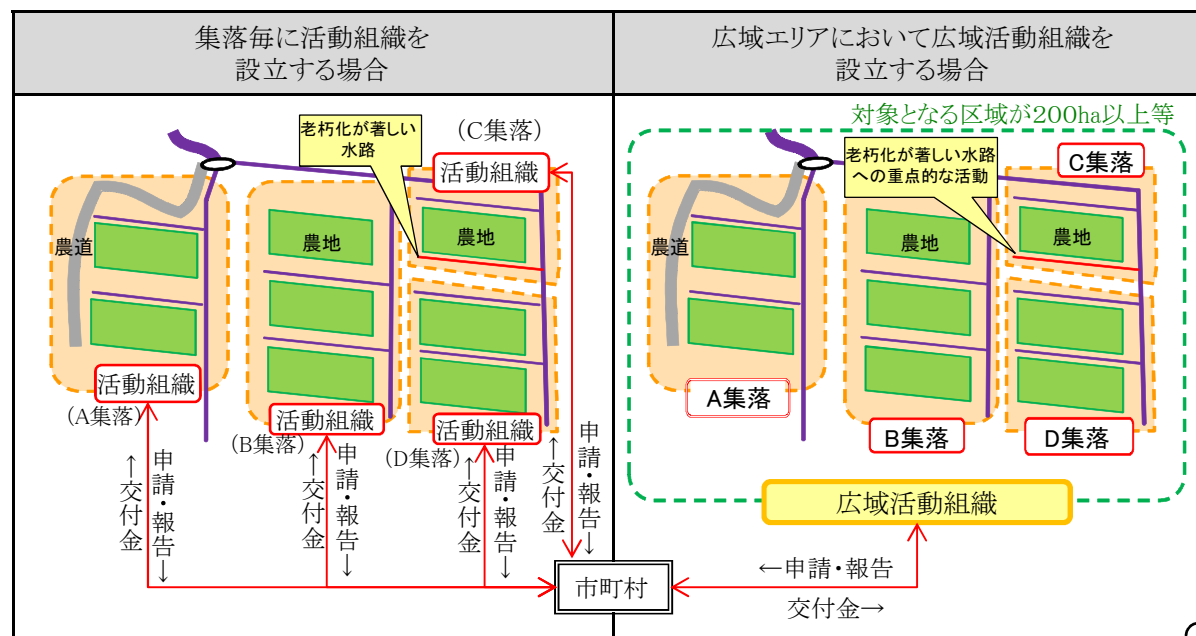
4-2. 活動組織における事務



活動組織の広域化により

(集落での事務)

- 集落での活動計画の作成
- 事務局からの指示による資料提出
- 日当の支払い等



4-3. 広域化による活動組織における事務の軽減

事務局を地域の実情に応じて設置し、事務担当者を確保

- 土地改良区、JA等の既存組織への事務委託
- 事務員の確保

